

京都市告示第 20号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納事務を委託します。

令和6年4月1日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類
証明書等自動交付サービスに係る住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し、所得証明書及び課税証明書（全項目）の交付手数料
- 3 京都市公金収納受託者へ収納事務を委託した日
令和6年4月1日

(文化市民局地域自治推進室)